

気候変動の社会学をめざして

IKEDA, Kanji / 池田, 寛二

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

62

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

35

(終了ページ / End Page)

51

(発行年 / Year)

2016-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021205>

気候変動の社会学をめざして

池田 寛二

はじめに：気候変動と社会学

2015年12月、同時多発テロの衝撃が未だ冷めやらぬパリで開催された国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる新たな気候変動対策の大枠となる「パリ協定」が採択された。それは、人間活動に起因する温室効果ガスの排出を今世紀後半に「実質ゼロ」にするという目標を明記し、先進国、途上国を問わず、196に及ぶすべての締約国・地域に温室効果ガス削減目標の策定と5年ごとの見直しを義務付けるなど、世界の気候変動対策を大きく前進させる内容となっている。国際協定の常として、採択した各国政府が批准し発効するまでにはなお時間がかかり紆余曲折も予想されるとはいえ、世界が低炭素社会に向かおうとする意志を共有する歴史的な契機になったことは明らかである。本稿では、気候変動をめぐるこのような現状に社会学はどのように対峙すればよいのかを考えてみたい。

気候変動のメカニズムは主として自然科学者によって解明され、温室効果ガスの削減技術は専門の技術者によって開発され、削減のための制度設計（排出権取引市場や固定価格買取制度など再生可能エネルギー普及のための制度など）は主に経済学者によって研究され、政策決定（環境税・炭素税や排出規制など）は各国政府とそれを代表して国際交渉を担う政治家や官僚あるいは国際関係の研究者、さらには国際的なNGOの専門家などの活動に委ねられてきたから、社会学者の出番はあまりないように見える。しかし、近年欧米を中心に、社会学には、いずれとも異なる独自の視点から気候変動問題に対峙し、政策過程にも貢献できる可能性があるのではないかという主張が静かな波紋を投げかけ始めている。

たとえば、現代の最も著名な社会学者であるイギリスのアンソニー・ギデنزは、2009年に『気候変動のポリティックス』と題する著書を刊行した（Giddens, 2009）。残念ながら、この書名（「気候変動の社会学」ではない！）が端的にものがたっているように、それはギデنز自身の「構造化の理論」等も含めて、いかなる意味でも社会的な枠組みを気候変動問題の研究に応用したのではなく、政治学的・政策学的な論評に終始したものだ。とはいえ、社会学者も気候変動政策に対峙しようとする姿勢を示した意義は確かであった（Grundmann & Stehr, 2010: 906）。

それより1年前の2008年には、フリントマス大学（南オーストラリア）のコンスタンス・レヴァー・トレーシーが、国際社会学会（ISA）の機関誌『現代社会学（Current Sociology）』に「地

球温暖化と社会学」という論文を寄稿し、社会学者は人間活動に起因する気候変動をめぐる議論により積極的に関与すべきであり、環境社会学に限らずあらゆる分野の社会学そのものが全体としてその方向に再定位 (reorient) すべきだと主張した (Lever-Tracy, 2008: 459-460)。

同じ2008年のイギリス社会学会大会では、ジョン・アーリーが気候変動問題には今こそ社会学の知の結集が必要だと演説し、2011年には、『気候変動と社会』と題する著書を刊行した。そこでアーリーは、気候変動問題に対して社会学には他の学問領域にない新たに必要とされる適所 (niche) があること、そして、「世界は人間の行動に関する (従来の) 支配的な経済学的モデルを (新たなモデルに) 置き換えるために社会学を必要としている」と主張した (Urry, 2011: 16)。ここで「支配的な経済学的モデル」とは、新自由主義 (neoliberalism) にほかならず、アーリーは、一貫して気候変動問題を新自由主義的なグローバル資本主義の経路依存性の中で解決することには懐疑的な姿勢を示し、そこから脱却して低炭素の未来を社会的に解明しようとしたのである (Antonio & Clark, 2015: 356)。その試みが必ずしも成功したと評価することはできないとはいえ (Eadson, 2012: 169)、気候変動問題に対する経済学的視座設定へのオルタナティブとして社会的な視座設定の可能性を示唆した貢献は認めてよいであろう。

そして、現時点で最新の気候変動に対する社会的アプローチの必要性を説いた業績が、2015年に刊行されたダンラップとブルレの編著『気候変動と社会 社会的パースペクティブ』である。これは、「アメリカ社会学会社会学と気候変動タスクフォース」の共同研究の成果をまとめたものであり、そこでは、気候変動に対して社会学は大きく二つの役割を果たすことができると主張されている。すなわち、「一つは、社会学には気候変動の原因と結果およびその解決の可能性を研究する道具立てが十分に整えられていて、それゆえに、これらの現象に深い洞察を提示することができる。グローバルな気候変動を引き起こした根源的な力は社会構造と制度、文化的価値と信念、そして社会的な実践の中に埋め込まれている。したがって、地球温暖化を改善したりそれに適応したりする試みは、グローバルからローカルにわたる、また社会学のあらゆる基礎的な研究領域にわたるさまざまな規模のこれらの社会過程の理解を必要とするであろう。かくして社会学は、単に (関連諸分野への) 学際的関与によってのみならず、むしろ社会過程と気候変動の関連に関する分野特有 (discipline-specific) の問いの分析によって、われわれの気候変動の理解に貢献し得るのである。社会学の二つ目の役割は、(気候変動問題の文脈に) 社会批判の形式を提示することにある。気候変動に関する既存の分析に共通する限界は、市場原理に基づく政策だけが現在のグローバルな新自由主義的政治・経済システムの中で炭素排出を削減するために選び得る唯一の選択肢だというようななかば覇権的な信念体系 (near-hegemonic belief systems) に制約されていることにある。これらの (信念体系の) 制約は、気候変動への社会の対応を見る視界に盲点をつくりだし、(社会を構成する人間に) 想定される活動の範囲を (予め) 狭く限定している。(…) 社会学は、(温室効果ガスの排出を続けている) われわれの現状の社会文化的制度と実践を強化している常識的な信念体系を検討し疑問視するために、脱政治的思考を (批判的に) 乗り越えるうえで決定的な役割を果たし得るのである。(…) このアプローチは、「公共社会学(public sociology)」の形をとる。(…) 気候

変動の公共社会学は、気候変動の原因が私たちの現在の社会的、政治的および経済的秩序にどのように編み込まれているかを示し、気候変動を改善したりそれに適応したりするために必要な（社会と人間活動の）変化の性質について新たな視界を開くことができるのである（Brulle & Dunlap, 2015: 16-17）。」

以上のように、世界的に見れば、気候変動に社会学が積極的に関与する必要性と意義は共通認識となりつつある。それに対して、日本の社会学および環境社会学がどのような立場をとるべきかについては、まだほとんど議論されていないのが現状である。本稿では、このような現状に鑑み、日本の一社会学者として、また環境社会学にコミットしてきた者の一人として、筆者自身の研究歴も振り返りながら、この点について基礎的な考察を試みてみたい。その際のキーワードは、モラル・エコノミー（moral economy）である。

1. モラル・エコノミーと社会学

「モラル・エコノミー」とは、本来多義的な概念だが、大胆に一般化すれば、人間の物質生活に根源的な変化が起こった際に社会の内側から生み出されるオルタナティブな規範概念とそれにもとづく社会的な活動や運動の論理を意味する。エドワード・トムソンを嚆矢とするその概念の来歴や今日的な意味については、筆者自身も含めて諸説が流布されているので、それらを参照されたい（Thompson, 1971, Scott, 1976, 池田, 1988, Friberg & Götz, 2015: 143-146）。⁽¹⁾ここで、気候変動の社会学の可能性を検討するために敢えてこの概念を持ち出すのは、すでに冒頭で概観したように、気候変動の社会学は、「グローバルな気候変動を引き起こした根源的な力は社会構造と制度、文化的価値と信念、そして社会的な実践の中に埋め込まれている」という視点を緩やかに共有しているからであり、そのような「埋め込まれた」ものが、気候変動というグローバルな変化に直面したことによって、どのように社会の内側から生み出され作用するのかを研究するうえで有効だと思われるからである。

新自由主義の覇権が徹底的に作用しているかに見られがちな現代のアメリカにおいてさえ、モラル・エコノミーの概念が、一部の政治学者や社会学者によって、地域開発や環境問題あるいは資源管理をめぐるさまざまな政策に対する地域住民の政治行動の分析に適用されていることは注目に値する。たとえば、1980年代後半の農業不況によってメリーランド州で最も貧しい地域となったサマセット郡の地域復興政策（具体的には商業団地開発政策）をめぐる90年代に起こった住民の反対運動（その結果、既存の白人の政治・行政エリート層は影響力を失い、その地域では史上初めて黒人が町長に選出された）を事例とするメレディス・ラムゼイの調査研究は、「経済はすべて特定の場所の政治生活、社会生活、および道徳生活の中に織り込まれている」（Ramsay, 1996: 9）という「モラル・エコノミーの公理（moral-economic axiom）」を実証した成果として評価されている（Arnold, 2001: 88-89）。

近年、アメリカの政治学界においてモラル・エコノミーの再考の必要性を唱えているトーマス・

アーノルドは、ラムゼイの研究に加えて、明確にモラル・エコノミーの概念を適用して展開されたジョン・ウォルトンによるカリフォルニア州オーウェンズ・ヴァレーで1920年代から70年代まで続いたロサンゼルス市との水利権紛争と環境保護運動をめぐる歴史社会学的研究も高く評価している (Walton, 1992)。そのうえで、特に水のような「社会財 (social goods)」(狭義の経済的価値、すなわち市場での取引価格だけでは必ずしも適切かつ公正に配分し得ないがゆえに、社会的に配分されねばならない財)の配分問題は、今日においてもモラル・エコノミーの問題として検討される必要があると主張しているのである。アーノルドはさらに、「モラル・エコノミーは、一般化され硬直化した道徳律やロマン化された過去に埋め込まれているのではなく、具体的な、現在進行中の社会的諸関係に埋め込まれている」として、その現代的意義を強調している (Arnold, 2001: 94)。

アーノルドがアメリカで2001年に主張したこのような見解は、筆者がすでに1987年から88年にかけて主張したこととはからずも一致している。筆者はそこで、「モラル・エコノミーは、現代社会も含めてあらゆる社会に普遍的に、(…しかし)多様に存在しているという立場」に立つことが、現代の農業問題や環境問題、あるいはアーノルドの言う社会財の配分問題を分析するうえで有効たり得ると主張したからである (池田, 1988: 180)。その意味で、今日のアメリカにおけるモラル・エコノミー再考の動きは、筆者の着眼があながち見当違いではなかったことを証拠立ててくれると言えるかもしれない。

さらに最近では、『グローバルな倫理 (Journal of Global Ethics)』誌のような、社会科学と歴史学等人文科学とをクロスオーバーする雑誌でも、モラル・エコノミーが特集のテーマとなるほど注目されている。そこでは、歴史学者や人類学者や倫理学者によって、「正統性の危機と社会経済的な変化を究明するためのひとつの優れた解釈学的レンズ」としてモラル・エコノミーが再評価されているのである (Friberg & Götz, 2015: 143)。その背景には、世界的な格差と不平等に対する問題関心があり、それは気候変動をめぐるグローバルな格差や対立(「気候格差」)とも通底している (池田, 2007)。

さて、これまで再三にわたって「埋め込み」というタームが重要な意味をともなって使用されていることから示唆されるとおり、モラル・エコノミーは、新しい経済社会学 (New Economic Sociology) の提唱者であるマーク・グラノヴェッターにより、経済社会学とも「埋め込みの立場 (the embeddedness position)」を共有していると位置づけられている (Granovetter, 1985: 481-482)。したがって、モラル・エコノミーは、経済社会学から現代の諸問題を読み解くうえでも有効だと考えることができるのであり、気候変動問題の研究にも十分に応用され得るであろう (池田, 2015: 24-26)。

気候変動問題に対する社会学的アプローチの可能性を考えるうえで、日本の社会学者の貢献としてしっかりと受けとめ評価しなければならないのは、船橋晴俊の一連の理論的業績である。船橋は、気候変動問題に代表されるような「環境問題の普遍化期」以降の環境問題を、独自の社会制御システム論に依拠して理論化しようと試みた。そして、「経済制御システムと環境制御システムとの交錯性」にいち早く着目し、その実証研究に裏付けられた理論の精緻化をめざした (船橋, 1995, 船

橋, 2012: 15-35)。それが最後まで果たされなかったことはあまりにも残念だが、その着想は1980年の「経営システムと支配システム」の「両義性」理論に源流をたどることができるものであり(船橋, 2010: 71-121), ヨーロッパで発信された「エコロジー的近代化論 (ecological modernization theory)」よりも先駆的な独自の理論であった。すでに述べたように、気候変動問題に社会的にアプローチするには、問題の因果関係や解決策を経済の論理からではなく社会の内側から読み解かなければならない。筆者は、モラル・エコノミー論にその可能性を見出そうとしているが、それが船橋の社会制御システム理論やエコロジー的近代化論とどのように切り結ぶかについては、別の機会に譲らざるを得ない。

2. モラル・エコノミーと気候変動問題

気候変動問題は、言うまでもなく、1980年代後半から急速にグローバル・アジェンダとして浮上した、一見きわめて新しい環境問題である。しかし、いかなる現代的事象も、歴史の長期持続性と無縁ではあり得ない。おそらく、過去において何らかの根源的な変化が社会の中で起こっていたからこそ、すでに100年以上前に、気候変動の科学的メカニズムが理論的に解明されたのであろうし、さらにおよそ100年後の20世紀末期に、現実の問題となったのにちがいない。では、その根源的な変化とは何だったのか。それは、自然的環境に決定的に依存しながら社会の中の物質循環を支えてきた市場という制度に起こった変化であった。それは、18世紀のヨーロッパ、特にイギリスから始まった変化であり、一言で言うなら、それまで社会の中に埋め込まれていた市場が社会から離床したことにとまなう変化であった。⁽²⁾

そのような変化の本質は、モラル・エコノミーという歴史的構成概念によって、すなわち、社会からの市場制度の離床に対する当時の民衆の抵抗運動から構成された概念を通して逆照射することによって読み解くことができる。そこから浮かび上がる変化とは、多くの人々、特に農民が、市場をコントロールするのではなく、市場にコントロールされる存在に変わったこと、そして、エコノミーのエコロジーからの切断、人々を「死なせるか生きるままにしておく」絶対的権力から、「生きさせるか死の中へ廃棄する」規律的権力もしくは「生一権力」(フーコー)への権力の転換、それらにとまなう、自然的環境と人間社会とを媒介する価値と規範の根源的変容である。今日、大きな問題となっている気候変動問題などのさまざまな環境問題も、遺伝子組換えなどの生命操作技術にまつわる諸問題も、歴史社会的に見れば、モラル・エコノミーによる抵抗の中から浮き彫りにされたこの時代の社会の変化に淵源していると言えよう。

だが、モラル・エコノミーは、物質生活の長期持続性に埋め込まれているから、現代においても、自然的環境の市場化に抵抗するための「語られざる規範」として、しばしば動員されている。日本においても、人工林という社会化された自然的環境を市場化に抗して保持してきた山村が、今になって、地球温暖化対策(二酸化炭素の吸収先としての森林の保全・再生)のモデル地域として脚光を浴びようになっているが、それを可能にしたのは、入会(いりあい)に形象されたモラル・エ

コノミーであったと考えられる。⁽³⁾

その一方で、インドネシアの熱帯林では、森林を所有権の対象とすることなく慣習共同体によって用益してきた先住民が、今急激に市場化の影響にさらされてモラル・エコノミーが解体する中で、森林破壊が進んでいる。熱帯林の急速な消失が、気候変動のひとつの大きな原因と見なされているからには、それを抑止するためにも、モラル・エコノミーを森林保全の制度設計のモデルとして考慮する余地がある。

3. グローバル化と気候変動問題

18世紀に本格的に始まった社会からの市場の離床は、20世紀の特に後半に入って、グローバル化という形をとりながらさらに徹底的に推進された。市場の競争的拡大にともなって科学技術がめまぐるしく進化し、自然界に本来存在しなかった物質が社会化された環境に急速に取り込まれた結果、19世紀までは予想もされていなかった環境問題が地球上いたるところで発生し、さらに、国境を超えて影響を拡散するようになった。気候変動問題は、そのようなグローバル化した環境問題の最たるもの、究極の姿にはほかならない。そこで、次のステップとして、グローバル化する社会の中から気候変動問題が生成されてくる過程に目を転じてみよう。

そこからは、グローバル化は決して世界を統合に導いているわけではなく、むしろ、世界をますます複雑に分裂させる方向に現代社会を導いており、それが環境問題の様相そのものを南北間で著しく差異化するとともに、気候変動問題のようなグローバルな問題の解決を困難にする根本的な原因となっていることが明らかになる。そして、グローバル化は、近代が生み出した主権国家（国民国家）を無力化したわけではなく、むしろ、主権国家がグローバル化の推進力であったこと、その推進力は20世紀半ばにアメリカで発明された開発主義（developmentalism）という言説によって与えられたものであることも確認しておくべきであろう。

南北関係を串刺しにするように開発主義の言説が世界に普遍化し、南の国々が開発主義体制を強化する中で、途上国の多様で深刻な環境破壊が急速に進んでいるという事態は、21世紀の今日においても本質的に変わっていない。むしろ、単なる資源収奪からより高度な技術（原子力発電、高速交通、情報通信、遺伝子組み換えなど）が開発主義によって諸地域に移転・拡散され、環境への脅威を増幅していると見るべきであろう。気候変動も、そのような趨勢の中で進行しているのである。

気候変動とそれに付随するこのような今日の環境問題に社会的にアプローチするためのひとつの有力なパースペクティブは、環境をめぐる社会関係としての所有という視点である。それは、モラル・エコノミーという歴史的構成概念を社会的分析概念に変換するうえで重要な視点となるであろう。そこでは、現代の気候変動問題を究極とする地球環境問題は、決して、地球の危機という意味での「グローバル・コモンズの悲劇」ではなく、世界の諸地域において、国家や企業を主体とする法人所有がグローバルな市場システムと結びついて慣習的用益（私的所有を「所有」と言うな

ら「無所有」なども含めた自然人の多様な所有の可能性を排除することによって引き起こされている社会問題にはかならないことを明らかにし得るであろう（池田，1995＝2006）。

4. リスク社会と気候変動問題

グローバル化と気候変動問題の関連をさぐる中で浮かび上がってくるさらに別の問題がある。それは、なぜ、グローバル化は、環境問題、それも究極の環境問題とも言うべき気候変動問題のようなリスクを生み出し、世界中に遍く拡散することになったのだろうか、という問題である。この問題を考察するためには、リスク社会論が有力な拠りどころとなる。なぜなら、気候変動問題はリスク社会の特徴をすべて凝縮的に備えているからである。気候変動問題とはリスク社会の究極の姿を先取りしている環境問題にかならないのである。気候変動政策も、このような究極のリスクを制御できる政策でなければならない。1992年の国連気候変動枠組条約の締結以来、すでに20年以上にわたって気候変動に対する国際的な取り組みは継続的に展開されてきた。気候変動問題に代表される地球環境問題が、緊急に解決すべき人間社会の共通の問題として認識されるようになってきている。しかし、そのような認識の共有が実効的な政策の実現に結びついていないわけではない。

その証拠に、気候変動枠組条約のもとで京都議定書が発効してからも、その期限が切れた現在まで、ほぼ一貫して世界全体の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量は今なお増え続けている。2015年12月に締結されたパリ協定は、京都議定書とちがって、採択した196の国と地域がすべて、先進国、途上国の区別なく削減目標を設定することを決議したという点で画期的な前進と言える。しかし、それが各国政府によって批准され、発効に至るまでには、なお長い時間と紆余曲折の国際交渉を必要としている。京都議定書も、発効までに足かけ8年かかったが、パリ協定はそれ以上の時間を必要とするかもしれない。

さらに、気候変動枠組条約が締結され、京都議定書が採択された20世紀の終わり頃に比べて、21世紀に入ってから、国連の機能不全はますます深刻化しており、気候変動政策をはじめとする地球規模の環境問題に対処するうえでの国連の機能はますます脆弱化している。

その意味で、同時多発テロに襲われた直後に、同じパリでCOP21が開催され、パリ協定が締結されたという出来事は象徴的であった。つまり、私たちは、テロと地域紛争が国連を中心とする国際社会によって十分に制御できなくなったのと同じ時代に、気候変動という地球規模の環境問題を、国連を中心とする国際社会によって解決しようとしているのである。

地球環境問題と紛争やテロの問題は次元の違う問題にちがいない。しかし、パリ協定を採択した同じ国々（たとえば、シリア）がテロを醸成するような破綻国家状態に陥っており、開催国のフランスがアメリカなどと協調して空爆によって紛争に介入しているという国際社会の実情を直視するならば、気候変動問題は次元の違う問題だと言って済ませることができないことは明らかであろう。気候変動政策をはじめ地球環境政策も、結局は国際政治によって命運を左右されるほかになく、そこから独立した政策領域として何ら特別視することはできないし、その根拠もない。

気候変動政策もあらゆる地球環境政策も、今日の世界の経済的・政治的・社会的・文化的な混乱状態と決して無縁ではあり得ないのであり、それゆえにそれらは21世紀の世界の経済・政治・社会・文化の実情との文脈依存性の中でこそ、検証されなければならない。それこそ、社会学も含めた社会科学に求められている課題にほかならない。

要するに気候変動政策といえども、グローバル・ガバナンスとは裏腹な、旧態依然たる国益優先の政治的駆け引きに終始しているのが実状であり、その根底には、リスクを制御すべき公共領域の空洞化という、現代社会全体を覆っている深刻な問題が隠されていることは明らかなのである。

5. 気候変動政策と環境的市民権

だが、気候変動政策は、従来の環境政策とは根本的に異なる政策決定を必要としていて、さらに、それを可能にする公共性の領域の新たな構築を必要としていることも確かである。それは同時に、公共性の領域にコミットする人々のあり方という意味での市民性、すなわちシティズンシップを新たに構築する必要性を指し示している。

この点に関してもっとも重要な問題として考察しなければならないのは、シティズンシップの内容である。ヒーターが整理しているように、シティズンシップには、大きく二つの流れがある。ひとつは、自由主義的市民権の流れであり、もうひとつは共和主義的市民権の流れである。自由主義的市民権とは、私的所有権の不可侵性を前提として「個人は個人であり続け、…公共領域に参加しなくてもよい…同胞市民に対していかなる責任ももつ必要のない」市民権であり、「私的な生活および私的な利益を、より快適に追求する」権利であり、要するに、「資本主義の政治的表現にすぎない」市民権である（ヒーター、訳=2002：10-11）。それに対して、共和主義的市民権とは、「コミュニティとコミュニティへの責任を重視する」市民権である（ヒーター、訳=2002：135）。

ヒーターは、自由主義的市民権の文脈において、「環境保全に協力する義務」という意味の環境的市民権について論じているが、それがなぜ権利なのかと言えば、そのような義務を前提としなければ、安定した環境を享受する権利も保障されないからである。だが、きれいな空気を吸う権利が他人の喫煙の権利を否定することになるという単純な例からも明らかなように、ある個人の環境的市民権は他人の権利を侵害し、他人の自由を損なう可能性がある。

今日の環境問題においては、国境を超えてそれと同じような事態が見られる。人によってだけでなく、国によって、地域によって、安定した望ましい環境、めざすべき環境は異なっている。そして、国や地域は、時として私人のように、自らの求める環境のみに向かって、環境をコントロールする。たとえば、ヒーターも指摘しているが、ガンジスという国際河川で結ばれているインドとバングラデッシュの場合、インドの山麓で農地開発によって望ましい環境をつくるために森林伐採が行われれば、バングラデッシュでは大洪水で多くの人々が家や生命まで失いかねない事態が起こる。上流のインドの人々が快適な環境を享受する権利が下流のバングラデッシュの人々の生存権を奪ってしまうわけである。このように、望ましい環境がいかなる環境であるかということが、地球

上のどこでも、誰にとっても同じでない限り、こうした事態は避けられないのである。

一般化して言うなら、誰かが、あるいはどこかの国が環境を制御する権利は、他の国、あるいは他の人の環境を制御する権利を奪う可能性があるということになる。環境的市民権を自由主義的市民権に含めることが「本質的な矛盾」である（ヒーター、訳=2002: 54-55）とは、そういうことである。したがって、環境的市民権は共和主義的市民権に近いものだという理解が成り立つ。だが、共和主義的市民権における「コミュニティ」と、「環境」ましてや「地球環境」との間には、微妙なずれがある。

環境保全に相応しいシティズンシップは、自由主義的市民権にも共和主義的市民権にも、どちらにもぴったり当てはまらない複雑な性格をもっていることだけは明らかだと言えよう。とはいえ、気候変動政策の実効性を担保するには、国境と国益を越えてあらゆる地域の住民が、温室効果ガスの削減に資する行動をとることによる利益を相互に保証しあえる権利という意味での新しい市民権の創出を必要としているのである。

6. 互酬性から非対称的な義務へ

環境的市民権というアイデアは、気候変動政策においては、南北間でいかなる関係を構築するのが適切かという問題につながっている。なぜなら、前述したような「国境と国益を越えてあらゆる地域の住民が、温室効果ガスの削減に資する行動をとることによる利益を相互に保証しあえる権利」を政策的に具体化させるのが、国際的な協力関係にはかならないからである。

京都議定書のクリーン開発メカニズム（CDM）に顕著に認められるように、気候変動対策においても、ODAによる資金や技術の援助は積極的に推進すべきだとされている。しかし、環境援助だから開発援助のような問題が起きないという保障はどこにもない。特に、CDMは、援助相手国での事業実績が投資国の二酸化炭素排出削減分としてカウントされる仕組み（つまり、互酬的な仕組み）であるから、投資国側の思惑が強く働いて、押しつけ援助など適切さを欠く援助になる可能性は否定できないのである。パリ協定が、この点でいかなる新しい枠組みを提示できるかが注目されねばならないだろう。

今後は、このような観点から援助そのもののあり方を根本から考えなおすことがますます必要になっていこう。この点についてドブソンは、「援助」というカテゴリーが適切なのかどうか」に疑問を呈したうえで、援助の前提とされている互酬性（reciprocity）という原則（簡単に言えば、貸した金は返せ、援助には何らかの見返りを、という原則）を、一方的・非対称的な「補償的正義（compensatory justice）」に置き換える必要がありはしないかと問いかけている（Dobson, 2004: 31-32=訳, 2006: 39-40）。

いわゆる反グローバル化運動が掲げている主張の中に、途上国の債務帳消しという要求があるが、それも、互酬性の原則を見直せという意味を含んでいるものと思われる。また、フランスに拠点をもつアタック（ATTAC: *Association pour la Taxation des Transactions pour l'Aide aux Citoyens* /

Association for the Taxation of Financial Transactions for the Aid of Citizens) (1998年にフランスで創設された国際 NGO) が主張する、「トービン税」すなわち、国際為替取引に対する低率課税制度もまた、そのリーダーの一人であるスーザン・ジョージが端的に述べているように、その目的は、地球規模で「金持ちのお金を貧乏人に移すこと」であり (George & Wolf, 2002, 訳=2002: 78), ここでも、互酬性の原則が問い直されているのである。

互酬性のあり方を問い直すには、おそらく、モラル・エコノミーという概念を通して現実の援助の仕組みを再構築する必要がある。ドブソンの言う「補償的正義」も、モラル・エコノミーとして社会の中に埋め込まれなければならないからである。

7. 市場の社会への埋め戻し

互酬性とは、あらゆる意味において市場制度を根底からささえている原理であり、その市場制度が社会から離床した時に、人間の自然的環境への関わり方が根本から変わりはじめたという見方は、すでに指摘したとおりである。だとすれば、気候変動問題のような地球規模の環境問題は、互酬性の問い直しを通して市場制度の社会への埋め戻しを要求していると解釈できるであろう。

だが、そのような動きを単純に反グローバリズムと括らない方がよいかもしれない。確かに、WTO や IMF 体制に抗議する人々 (その中には、環境運動家も数多く含まれている) は、WTO が推進する先進国中心の貿易市場のグローバル化や IMF が推進する先進国中心の国際金融市場のグローバル化には反対している。しかし、彼ら自身の運動をグローバルに展開しようともしている。グローバル化を否定してローカルな世界に引きこもろうなどとしているわけではなく、アメリカからの、あるいは「上からのグローバル化」に対抗して、「下からのグローバル化」を志向しているのである。あるいは、「北からのグローバル化」に対抗する「南からのグローバル化」と言ってもよい。しかし、それはあくまでローカルな社会に根を下ろしたうえでの、重層的なグローバル化であり、グローカル化である。

8. モラル・エコノミーから地球市民社会へ

筆者が最初にドイツに滞在していた1999年の8月のある日、ロックフォール・チーズの産地として有名な南フランスのアヴェロン県ミヨ市で、農民がマクドナルドを襲撃する事件が起こったというニュースを見る機会があった。その映像は、18世紀のイギリスやフランスで頻発した民衆騒擾を一瞬想像させた。その後、この事件の首謀者として逮捕された農民同盟のリーダー、ジョゼ・ボヴェは、反グローバル化、というより彼自身の言葉を借りれば「下からのグローバル化」のヒーローになり、その3ヵ月後のWTO総会に抗議するシアトルのデモの中心的存在となった。そのボヴェは、次のように語っている。—

「農村は農民だけのものではない。…農民、農村への移住者、都市生活者が生み出す新しい絆が、

農村の地図を書き換え、プライベートな領域と公的な領域を同じ空間に両立させる。こうしたなかで、農業という仕事（メチエ）の新たな定義が重要な課題だ。…」(Bove & Dufour, 2000, 訳＝2001 : 152-153)

「世界中の市民社会が力を合わせて、人間生活のあらゆる側面を商品化して統制する偽りの世界支配と戦わなければならない…。」(同上 : 197)

「私たちが求めるグローバルな運動の力は、場所によって異なりながら信頼関係を築く点にある。シアトルでは、…異なった見解、矛盾する意見を持つさまざまな運動がお互いの信頼を育んだ。…私たちの財産である多様性を出発点として、新しい力関係が生まれるはずだ…」(同上 : 215)

これらの発言を聞けば、ボヴェたち現代農民のマクドナルド襲撃が、18世紀の民衆騒擾や農民一揆のようなローカルな規範、つまり、モラル・エコノミーのような規範とは一見異質な論理によって実行されたことがわかるだろう。ボヴェたちは、グローバルな市民社会、異なる場所に根を持っている多様な人々の間の信頼関係によって生まれる市民社会を、明らかに標榜しているのである。だが、それこそ、グローバル社会に適合的なモラル・エコノミーの発現と見なすことができるのではないだろうか。

9. シミュレーションからリアルタイムへ

以上、究極の環境問題とも言うべき気候変動問題には、どのような社会的アプローチが必要とされているか、包括的に考えてみた。気候変動問題は、あまりに問題が大きいだけでなく、問題そのものが目に見えにくいのと、農業問題のように利害関係が明確なわけでもないため、それをめぐる公共領域の動きがつかみにくいことは事実である。しかし、世界中のさまざまな国と地域において、多様な政策が実行されつつあることは明らかであり、そのような多様な試みを交流させつつ、新しい信頼関係とそれにもとづく政策形成能力を市民社会が高めてゆかなければならないことも論を待たないと思われる。

そのような市民社会は、多様な地域性や国民性や民族性を否定するのではなく保障する市民社会、すなわち諸社会が交流する市民社会であり、諸社会において人々が環境と関わる権利を互いに奪い合わないよう、直接的に配慮し関心を向け合って調整をはかることのできる市民社会である。そのような市民社会は、功利主義的な市場原理とそれをささえる互報性の規範とは異なる権利調整原理を必要としている。気候変動に対処するための国際協力の論理においては、互酬性を一方的・非対照的な「補償的正義」に転換した方がよいのではないかというドブソンの問題提起も、ひとつの新しい権利調整原理として考慮に値すると思われる。

気候変動問題という「究極の環境問題」に直面した私たちの社会に今求められているのは、実は地球を守ることなどではない。私たち自身が、地球上のさまざまな場所で、多様な文化的・世界的世界の中で、自然的環境と自由に関わって生きる権利を互いに保障し合うことのできる制度の構築こそが求められているのである。そのような制度は、異なった場所で生きる異なる考え方や行動規

範をもつ多様な人々が直接配慮と関心を向け合うことによってしか機能し得ないから、その意味において、国家が私人のごとく主権をぶつけ合う国際政治の中心に代わる、地球規模の交流と開かれた議論の中心が必要とされている。地球市民社会というものがあり得るとすれば、そのような交流と議論の中心が創出されたときであろう。気候変動問題を、主権国家間のポリティックスから真のグローバルなガバナンスに転換してゆく道は、そのような地球市民社会につながる道でしかないことだけは確かなのである。パリ協定以後の気候変動政策の展開を社会的に検証するには、このような観点が必要となる。

最後に、地球を守ることを自己目的化することの危険性について一言だけ補足しておきたい。人間社会と自然的環境の関係は、人間が社会的・物理的環境を維持したり変容させたりする能力という意味での権力によって大きく左右されてきた。冒頭で指摘したように、社会からの市場の離床を促したそのような権力の変質は18世紀に始まった。それは、一言で言えば、人間を生きるままにさせておく前近代的な絶対的権力が、人間を価値の増殖（よりよく生きる）に役立つ生命活動に邁進させる近代的な自己規律的権力（生-権力）へと根本から変質したことを意味している。

しかし、気候変動問題のような地球環境の危機が叫ばれる今、私たちは自己規律権力と功利主義とのみごとな融合を象徴したベンサムのパノプティコン（一望監視装置）よりも、さらに巨大な、地球規模のパノプティコンとも言うべき電子情報通信ネットワークを構築している。デイヴィッド・ライアンは、まさしくこのような観点から、グローバルな電子情報通信システムを「ハイパーパノプティコン」と呼んでいる。だが、ライアンによれば、近代のパノプティコンは自己規律を効率化するための権力装置だったのに対して、今日の電子情報通信システムは「リアルタイムの行動や出来事の生起を先取りした先行呈示・先行記録のテクノロジー」、すなわち、シミュレーションのテクノロジーであり、それによって、人々の行動を徹底的に監視する「ハイパー監視社会」を生み出す権力装置であるところに特徴があり、その意味では、近代の権力とも異なる性格を帯びているという（Lyon, 2001=訳, 2002 : 194-202）。

ここでは、電子情報通信システムが近代的な権力の極致（ハイパー・モダニティ）を象徴しているのか、それとも、権力のいわゆる脱近代的な様式（ポスト・モダニティ）を象徴しているのか、といった議論を展開する気はまったくないし、筆者自身、そのような議論には関心もなく重要性も感じない。しかし、電子情報通信システムの権力性をめぐるこの種の議論が、環境問題を現代社会に内在する問題として考えようとするとき、ひとつのきわめて重大な示唆をあたえてくれていることは看過すべきでないと思われる。

気候変動問題がまさにその典型なのであるが、この問題をめぐる言説のほとんどの部分は、コンピュータによるシミュレーションから生み出された「先行呈示・先行記録」としての文字通り予測データから構築されている。（その主な発信機関が IPCC（気候変動に関する政府間パネル）である。）警告を発する科学者もシミュレーション・データによって50年後、100年後の危機を予言し、国際的な民間の環境運動団体も、同じようにシミュレーション・データを駆使して、自分たちの運動の正統性をアピールし、温暖化対策やそのためのエネルギー政策を提案する官僚や学者その他の

専門家も、シミュレーション・データを示すことによって、自分たちが構想している政策の正しさを主張する、といった具合である。しかし、そうすることによって、リアルタイムに生起している出来事は、どこかに置き忘れられているのではないだろうか。

今日の前で起こっていることではなく、不確実な未来への不安が支配するというのは、まさにベックが指摘したようにリスク社会の顕著な特徴のひとつにはほかならないが、そのような傾向が、20世紀末期に急速に進化を遂げた電子情報通信システムによって促されたことは明らかだと言ってよい。それによって、ライアンが言うように、「監視社会」の様相がますます強まっているとすれば、そのことも、リスク社会の申し子と言ふべき気候変動問題と無縁ではあり得ないだろう。環境問題の解決には、確かに先を見越して、手遅れにならないように対策を講じなければならないという原則（予防原則）があるし、そのためには、実態の監視が必要不可欠な手続きになる。特に、国内政策であれ国際的な政策であれ、何らかの政策が講じられた以上は、その政策が実際に効果的に機能しているか否か、ある程度は監視することが必要である。

だが、監視する必要のない部分まで監視して、世界中の多様な地域で暮らしている多くの人々の自然的環境との関わり方の自由が奪われるような状況は、誰も望まないだろう。そのような監視権力の暴走を回避するには、シミュレーション・データによって「先行呈示・先行記録」され、電子情報通信システムの中だけで流通する「地球の危機」という言説に振りまわされるのではなく、地球のあちこちで、そして、私たち自身のまわりで、リアルタイムで起こっている出来事を発見し直視することが、当面はもっとも重要な課題だと思われる。リアルタイムで起こっている実にさまざまな些細で日常的な出来事—私が出すゴミがどこかで焼却されて二酸化炭素を排出しているかもしれないこと、私が乗った自動車や飛行機が温室効果ガスが混じった排気ガスを大気中に撒き散らしていること、熱帯林では森林が焼き払われたり、盗伐されていること、日本では森林が荒廃するままに放置されていること、インドネシアでは大量の残飯が運び込まれる廃棄物の最終処分場で牛が飼われて牧場と化し、生ゴミと牛自体から二酸化炭素よりも桁違いに温室効果が高い大量のメタンガスが排出されていること…—が、気候変動問題そのものの一部なのであって、シミュレーション・データに気候変動問題のリアリティがあるわけではない。さまざまな現場でリアルタイムで起こっていることを掘り起こし、異なる現場で生きている人々が起こっていることを報告し合って経験と意見を交流させ、そこから現に起こっている問題に対処するのに有効な方策を導き出し試行する、という地道な取組みこそが、監視社会の暴走を回避する唯一の道にちがいない。そのような現実社会の隅々でリアルに試行されている多種多様な取り組みに気候変動問題と政策を埋め込みなおすためにこそ、環境社会学が独自の貢献を果たし得るであろう。

ともすれば、肥大するサイバー空間の中でリアリティが見失われがちな気候変動問題をリアルな時空に埋め戻して捉えなおすためにこそ、モラル・エコノミーの概念とそれに依拠する社会学が有効性を発揮し得るのだと考えたい。

おわりに：脱炭素資本主義と社会学の課題

気候変動問題は産業革命以来の資本主義の発展の帰結にはかならない。したがって、それをアーリーに做って「炭素資本主義 (carbon capitalism)」の問題と呼ぶことは理にかなっている。「気候変動と闘う」ということは、とりもなおさず、炭素を排出することによって利益や利便性を追求してきた炭素資本主義に代わる新たな価値と規範のシステムに依拠する社会を構築することにかならない (Urry, 2011: 98)。

本稿で概観してきたように、気候変動問題は単なる環境問題ではなく、グローバル化、リスク社会化、シティズンシップの変容、金融市場の混沌、格差と不平等の世界的拡大、国際秩序の弱体化とテロの脅威の拡散、サイバー空間の肥大化など、現代社会のあらゆる問題と一体となって同時進行している問題である。それらの問題を同時に生み出している歴史的に根源的なシステムを炭素資本主義ととらえることが、気候変動問題に社会科学が立ち向かううえで必要とされているのだと言えよう。その中で社会学において最も重要な視点は、私たち自身の社会生活が、炭素資本主義から派生した諸システムの問題の中に深く埋め込まれているという視点である。

アーリーが言うように、炭素資本主義が生み出した「それらのシステムは、経済や技術のみならず、(歴史的に) 長期間その中に埋め込まれてきた相対的に不変の社会生活のパターン (たとえば、「鉄と石油」に依存する移動システムや郊外生活) を前提としている。(…) それらのシステムは習慣(habits)を形づくり、習慣を前提として成り立っている。これらの習慣は、社会生活の素材であり、(国家の指針などによって) 容易に変えられるものではない (Urry, 156)。」したがって、私たち自身の社会生活の素材である習慣の再帰的洞察を抜きにして、それ自体が炭素資本主義を支えてきた経済システムやテクノロジー・システムの内部だけでこの問題を解決することは論理的に不可能であり、それに依拠してきた既存の政治システムによってこの問題を解決するにもおのずから限界がある。炭素資本主義がつくりだしてきた私たち自身の社会生活を問いなおすためにこそ、社会学が必要であり有効だと考えられるのである。

「鉄と石油」に依存する移動システム、化石燃料に依存するエネルギー・システムは、低炭素や脱炭素への技術革新の急速な進歩によって、少なくとも先進資本主義諸国ではすでに大きく転換されつつある。市場の中でも、クリーンもしくはグリーンなエネルギーが確実に付加価値を高めている。再生可能エネルギーの普及政策も、紆余曲折を経ながら全体として進んでいる。パリ協定のよう、国際政治も気候変動への実質的な取り組みにおいてはおしなべて前進していると評価してよい。

だが、炭素資本主義が生み出し、そこに埋め込まれてきた私たちの社会生活のパターン、「心の習慣」も含めた日常生活の習慣とその根底にある価値や規範は、それほど変わっていないのだろうか。燃料はエコの方がよいとわかっているが燃費は安い方がよいとか、もっともっと高速で遠くまで移動したいとか、電力はエコの方がよいとわかっているが節電には本気になれない、などといった習慣化された価値観が私たち自身によって再帰的に省察され刷新されなければ、脱炭素

資本主義社会の実現は難しいであろう。それこそ気候変動問題に対して社会学が独自に貢献し得る課題であり、モラル・エコノミー論は少なくとも、そのような課題にアプローチするためのひとつの視点を提示してくれると思われるのである。

註)

- (1) ここで「モラル・エコノミー」を「道徳経済」といった日本語に置き換えないのは、それが、「経済」のカテゴリーに包含し切れない概念であり、一般には必ずしも経済活動として扱われないような多様な社会現象（政治的な対立や紛争、社会運動、それらを方向づける規範や価値意識など）をも包含しているからである。「エコノミー」という原語でもそこを伝えるにいきなりそれは完全に払拭できないとはいえず、日本語で「経済」というよりは理解を狭める懸念を低減させ得ると考えている。
- (2) このような変化の要因を石炭火力による技術革新としての産業革命に求めることは容易である。だが、問題はなぜその時代（18世紀）のその社会（イギリス）で石炭のエネルギーによる技術革新が可能になったかにこそ求められねばならない。レヴァー - トレーシーが言うように、ある時代と社会において「いかなるテクノロジーが発展させられるかの選択は、物質的、経済的な諸条件だけでなく、社会的、政治的、文化的世界によって形づくられる」からである（Lever-Tracy, 2008: 460）。まさに、このような視点に立ってテクノロジーを捉え、技術革新還元主義の罠を免れるためにこそ、モラル・エコノミー論が有効だと考えられるのである。
- (3) 「パリ協定」において、今世紀後半までに人間活動による温室効果ガスの排出量を森林などが吸収できる範囲に抑えることが明記されたことにより、日本でも諸外国でも、森林の保全や再生はあらためて大きな政策課題となることが予想される。その意味でも、森林・林業におけるモラル・エコノミーは、気候変動問題との関連において重要な研究課題とされる必要性が高まっているように思われる。

文献

- Antonio, R. J. & Clark, B., 2015, "Chapter 11 : The Climate Change Divide in Social Theory" (in) Dunlap, R. E. & Brulle, R. J. (eds), *Climate Change and Society : Sociological Perspectives*. (Oxford University Press)
- Arnold, T. C., 2001, "Rethinking Moral Economy". (in) *American Political Science Review*. Vol.95, No.1, 85-95.
- Bove, J. & Dufour, F., 2000, *Le monde n'est pas une marchandise. Des paysans contre la malbouffe.* = ボヴェ, デュフル, 2001, 新谷淳一訳, 『地球は売り物じゃない! ——ジャンク・フードと闘う農民たち——』(紀伊国屋書店)
- Brulle, R. J. & Dunlap, R. E., 2015, "Chapter 1 : Sociology and Global Climate Change : Introduction" (in) Dunlap, R. E. & Brulle, R. J. (eds), *Climate Change and Society : Sociological Perspectives*. (Oxford University Press)
- Dobson, A., 2003, *Citizenship and the Environment*. (Oxford University Press) = ドブソン, 2006, 福士正博・

- 桑田学訳、『シティズンシップと環境』（日本経済評論社）
- Eadson, W., 2012, "Book Review : Climate Change and Society" (in) *People, Place & Policy Online* : 6/3, 167-169
- Friberg, K., & Götz, N., 2015, "Introduction to the thematic issue 'Moral Economy : New Perspectives'" (in) *Journal of Global Ethics*. 11 (2): 143-146
- 船橋晴俊, 1995, 「環境問題への社会学的視座——「社会的ジレンマ論」と「社会制御システム論」——」
環境社会学会編『環境社会学研究』創刊号: 5-20
- 船橋晴俊, 2010, 『組織の存立構造論と両義性論——社会学理論の重層的探求』（東信堂）
- 船橋晴俊, 2012, 「環境制御システムの介入深化の含意と条件——循環と公共圏の視点から」池田寛二・堀川三郎・長谷部俊治編著『環境をめぐる公共圏のダイナミズム』15-35（法政大学出版社）
- George, S. & Wolf, M., 2002, *Pour & Contre : La Mondialisation Liberale.* = ジョージ, S., ウルフ, M., 2002, 杉村昌昭訳『徹底討論：グローバリゼーション 賛成 反対』（作品社）
- Giddens, A., 2009, *The Politics of Climate Change.* (Polity)
- Granovetter, M., 1985, 'Economic Action and Social Structure : The Problem of Embeddedness'. (in) *American Journal of Sociology*. Vol.91, No.3, 481-510.
- Grundmann, R. & Stehr, N., 2010, "Climate Change : What Role for Sociology : A Response to Constance Lever-Tracy" (in) *Current Sociology*, 58 (6): 897-910
- Heater, D., 1999, *What is Citizenship ?*. = ヒーター, D. 著, 田中俊郎他訳, 2002, 『市民権とは何か』（岩波書店）
- 池田寛二, 1988, 「モラル・エコノミーの射程——農業問題への歴史社会学的視座——」, 『思想』773号（11月号）, 175-201頁.（岩波書店）
- 池田寛二, 1995=2006, 「環境社会学の所有論的パースペクティブ——〈グローバル・コモンスの悲劇〉を超えて——」環境社会学会編『環境社会学研究』第1号: 21-36=淡路剛久・川本隆史・植田和弘・長谷川公一編, 2006『リーディングス・環境・第2巻 権利と価値』（有斐閣）: 336-347（抜粋再録）
- 池田寛二, 2007, 「〈気候格差〉の真実——地球温暖化をめぐる今ほんとうにと問われていること——」, 『現代思想』Vol.35-12（10月号: 特集「温暖化の真実—環境問題の発見」）92-106（青土社）
- 池田寛二, 2015, 「環境」経済社会学会編・富永健一監修『経済社会学キーワード集』24-26（ミネルヴァ書房）
- Lever-Tracy, S., 2008, "Global Warming and Sociology" (in) *Current Sociology*, 56 (3): 445-466
- Lyon, D., 2001, *Surveillance Society : Monitoring Everyday Life.* = ライアン, D., 河村一郎訳, 2002, 『監視社会』（青土社）
- Ramsay, M., 1996, *Community, Culture, and Economic Development : The Social Roots of Local Action.* (Albany : State University of New York Press)
- Scott, J. C., 1976, *The Moral Economy of the Peasant : Rebellion and Subsistence in Southeast Asia.* (Yale University Press)

Thompson, E. P., 1971, 'The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century' (in) *Past and Present*. No.50: 76-136

Urry, J., 2011, *Climate Change and Society*. (Polity)